

豊中市地域就労支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者、一人親家庭の親、中高年齢者、同和関係住民等で、働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意識が低い学卒無業者等（以下「就職困難者等」という。）などに対して、市が一人ひとりに応じた就労支援を行い、また、地域の関係機関が連携して雇用・就労につなげることで、一人ひとりの自立と就労を支援することを目的とする地域就労支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 地域就労支援事業の対象者は、次に定める者とする。

(1) 働く意欲があり、かつ、次のア及びイのいずれにも該当する者

(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で定められている障害者、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）で定められている母子家庭の母及び父子家庭の父、中高年齢者又は豊中市立人権平和センター豊中・螢池における継続的援助事業の対象者等

(イ) 無就労者、短期間若しくは短時間労働者又は事業を行う個人で、その継続が困難である者

(2) 就労意識が低い若年学卒無業者

2 前項に定めるもののほか、市長が事業の対象者として適当と認める者は、当該事業の対象者としてすることができる。

(地域就労支援事業の内容)

第3条 地域就労支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 就職困難者等に対する相談及び助言

(2) 就労サポートプランの作成

(3) 池田公共職業安定所等の他機関との連絡調整

(4) 雇用・就労施策に関する情報の収集及び提供

(5) 就業意欲の向上、能力開発等各種講座、実習の開催

(6) 前各号に定めるもののほか、地域就労支援事業を推進するため市長が必要と認める事業

(コーディネーター)

第4条 就職困難者等の就労を支援するため、地域就労支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

2 コーディネーターは、原則として大阪府が実施するコーディネーター養成講座を受講した者をもって充てる。

(無料職業紹介事業との連携)

第5条 地域就労支援事業を円滑かつ効果的に実施するため、求人または実習先の開拓や職業紹介等に関して市の無料職業紹介事業との連携を図るものとする。

(地域就労支援事業推進会議)

第6条 地域就労支援事業を総合的に推進するために庁内関係部局で構成する豊中市地域就労支援事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するものとする。

2 推進会議について必要な事項は、市長が別に定める。

(個別ケース検討会議)

第7条 就職困難者等の就労阻害要因の解消に向けた協議や個別就労支援メニューの調整を行うため、関係者で構成する個別ケース検討会議（以下「ケース会議」という。）を設置する。

2 ケース会議について必要な事項は、市長が別に定める。

(個人情報の適正管理)

第8条 コーディネーターその他地域就労支援事業に従事する者は、別に定める個人情報に関する管理・取扱要領に基づき、就職困難者等の個人情報を適正に収集し、保管し、及び使用しなければならない。

(大阪府・市町村就労支援事業推進協議会)

第9条 大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に参加し、国、大阪府及び市町村が相互に協力することにより、就労支援事業を円滑かつ効果的に推進する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域就労支援事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。